

# Ⅰ. 新たなグランドデザインの創造

## Ⅰ-1 市民が誇れる「まち」づくり

他の自治体よりも市民にとっての優位性を高め、市民が誇れる魅力のある「まち」づくりを目指します。また、「安全・安心」に対する備えを、いつまでも安心して生活できる健康管理と、災害時等の被害を最小限に止めるために危機管理の面から整えていきます

### (1) 時代に応じた行政サービス

市民の生活スタイルの変化に対応した行政サービスを、市民の立場に立って更なる利便性の向上を目指し提供していきます

項 目	改革・改善の内容
1 ワンストップサービスの推進とサービスの拡大	a. ワンストップサービス体制を充実・完成させる a-1 市役所 1, 2 階各フロアでのサービス提供体制の充実を図る a-2 自動交付機の活用によるサービスの充実を図る
	b. 市民ニーズに合わせた公共施設の開庁体制を整える b-1 公共施設の利用ニーズに対応した柔軟な休館日の見直しを行う b-2 市役所の土曜開庁の業務内容の充実を図る（費用対効果を考慮） b-3 市内図書館（日野・百草・平山）の夜間（19:00 まで）・祝日開館を実施する
	c. 市役所の連絡所の充実を図る c-1 高幡不動駅前に七生支所を移転する c-2 日野駅前に市役所の連絡所の開設を検討する

<p>2 時代のニーズに対応したサービス提供</p>	<p>a. 各種相談業務の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a-1 特別相談（法律相談）枠を拡大する</li><li>a-2 男女平等センター相談機能の充実を図る（DV への対応を含む）</li><li>a-3 消費者相談体制の充実を図る</li><li>a-4 心の相談機能の充実を図る（スクールカウンセラー制度の充実）</li><li>a-5 市立教育センターでの教育に関する相談業務を充実させる</li><li>a-6 教育に関する「アドボカシー」相談※1の実施を検討する</li><li>a-7 子育て相談体制の充実を図る（児童虐待専門相談の充実）</li><li>a-8 子ども家庭支援センターのケースワーカーによる積極的な相談を実施する（虐待専門相談以外の対応）</li><li>a-9 健康教育相談の充実を図る（乳幼児健康相談、女性なんでも相談等の充実）</li><li>a-10 健診後健康相談の充実を図る（高齢者の健康増進を図る）</li></ul> <p>b. 情報提供体制の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"><li>b-1 統合型地図情報システムを構築し、各種情報を提供する（平成17年度実施済み）</li><li>b-2 公共施設等に情報機器の配置を更に推進し、市民のインターネットアクセス環境を整備する、また ICT 講習会の充実を図る</li><li>b-3 情報機器に弱い方のため紙ベース等での情報提供機会の充実を図る</li><li>b-4 行政情報の「点訳・音訳」による提供を充実する</li><li>b-5 保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする</li></ul>
----------------------------	--

<p>〈行革大綱と保育園等改革計画の位置づけ〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主要な子育て施策は、行財政改革大綱で施策の方向性を示す。</li><li>・ 施策を実施するための手段・手順は、保育園等改革計画で進めていく。</li></ul>	<p>c. 保育園等改革計画を策定（手段・手順）し、保育園、児童館、学童クラブの充実を図る。市は、特徴ある公私立の保育園、児童館、学童クラブを子育てのリード役とし、子どもや保護者が安心できる運営の工夫を応援・維持していく</p> <ul style="list-style-type: none"><li>c-1 保育サービスの出張相談、育児の悩み等の相談員、虐待ワーカー等、相談体制の拡大・充実を図る</li><li>c-2 公立保育園で定員の弾力化を図り待機児の解消を図る</li><li>c-3 公立保育園で障害児保育、病後児保育を実施する</li><li>c-4 公立保育園と私立保育園の交流を図る</li><li>c-5 保育園の育成時間の拡大（時間延長・早朝預り）を図る。また、夜間に安心して就労（夜勤）できる「夜間保育」体制の実施を検討する</li><li>c-6 私立保育園の経営基盤を維持継続、保育の質を担保しつつ、保育内容の充実を図るため公立保育園の民営化・指定管理者制度※2の導入を図る（基幹型保育園の設置）</li><li>c-7 公立保育園は用地課題も合わせて解消する</li><li>c-8 平成21年度に「たまだいら保育園」、平成22年度に「たかはた保育園」、平成23年度に「とよだ保育園」を民営化・指定管理者制度の導入を図る</li><li>c-9 児童館は地域における子育ての拠点とする</li><li>c-10 児童館の育成時間拡大（時間延長）を図る</li><li>c-11 児童館を不登校の子の居場所にしていく</li><li>c-12 安全・安心の観点から、中学校区に1館に加え、空白地域に児童館を整備していく（基幹型児童館の設置）</li><li>c-13 平成19年度に「たまだいら児童館」、「みなみだいら児童館」に指定管理者制度の導入を図る</li><li>c-14 平成20年度に「みさわ児童館」、「しんめい児童館」に指定管理者制度の導入を図る</li><li>c-15 学童クラブは全員入所の原則を堅持する</li><li>c-16 学童クラブの育成時間拡大（時間延長・早朝預り）を図る</li><li>c-17 学童クラブの対象年齢拡大について検討する</li><li>c-18 平成20年度に9学童クラブに指定管理者制度の導入を図る</li><li>c-19 多様化する市民ニーズに対応するため、夜間対応の「駅前学童」や「子育てカフェ」など子育て広場事業を実施する</li><li>c-20 市は、子育て広場などの新たな子どもの居場所事業や相談事業など、少子化への対応と市民ニーズの多様化に対し、経験や専門的な知識を持つ職員（保育士、児童厚生員など）を活用し応えていく</li><li>c-21 子どもの一時的預かり、トワイライト事業を拡大する</li></ul>
---	--

	<p>d. 行政サービスの電子化により充実を図る</p> <p>d-1 各種申請の電子申請化を200種類まで拡大する</p> <p>d-2 入札方法の全面的な電子化を図る</p> <p>d-3 電算システムを積極的に導入し業務の効率化を図る</p> <p>d-4 ICタグの導入を検討し業務の効率化を図る</p> <p>d-5 公共施設の貸室予約システムの導入を検討する</p>
	<p>e. 図書館サービスの拡大を図り再び日本一と言われるサービスを目指す</p> <p>e-1 (仮称) 図書館基本計画を策定し推進する</p> <p>e-2 子ども読書活動推進計画を推進する</p> <p>e-3 市民に便利な図書館(図書館コンビニ)を目指す ◆高齢者宅配サービス、病院図書館サービス、視覚障害者向けサービスの実施など</p> <p>e-4 市内図書館(日野・百草・平山)の夜間(19:00まで)・祝日開館を実施する(再掲)</p> <p>e-5 若者を対象としたコーナー(ヤングアダルトコーナー)の設置や学習スペースを設置する</p>
	<p>f. 「環境にやさしい自転車」を普及・利用してもらえる環境を整備する</p> <p>f-1 (仮称) 自転車・駐輪場基本計画を策定し、環境にやさしい自転車の利用を図る</p>
	<p>g. 団塊の世代の支援や活用を図る</p> <p>g-1 団塊の世代の支援策を検討し実施する</p> <p>g-2 団塊の世代の活躍の場を提供する</p>

※ 1 アドボカシー相談：アドボカシーとは、「権利擁護」「代弁活動」を意味する。学校に関する苦情や不満を受け付ける専用相談窓口のこと

※ 2 指定管理者制度：地方自治法の改正により公の施設の管理運営が、民間事業者にも行える制度

(2) 市民ニーズに合わせた計画的な整備

新たな市民ニーズに対応した公共施設等の整備を計画的かつ効果的に進めていきます。建設費(イニシャルコスト※1)の徹底した低減、施設の長期的な維持管理経費(ランニングコスト※2)が最小となるよう創意工夫し、財政負担を最小限にします。また、整備にあたっては将来を見据えて、誰もが安心して利用できる施設を整備していきます

項 目	改革・改善の内容
<p>1 公共施設等の計画的な整備等、新たなニーズへの対応</p>	<p>a. 公共施設の建替え計画、大規模修繕計画を策定する</p> <p>a-1 市内公共施設の建替え・大規模修繕の優先順位を考慮した整備計画を策定する</p> <p>◆平山小学校、日野第一中学校、平山図書館、平山地区センター、南平体育館、一般廃棄物処理施設、中央公民館など</p> <p>a-2 誰もが利用可能な施設整備を推進する(ユニバーサルデザイン※3の徹底、バリアフリーに配慮した整備、安全性の確保)</p> <p>a-3 庁舎延命計画を策定し実施する(耐震補強、空調用熱源等)</p>
	<p>b. 公共施設の建替えや建設時に施設複合化を検討する</p> <p>b-1 施設の複合化による管理運営コストの削減を検討する</p> <p>b-2 中央公民館を建替える(多目的な複合施設を検討する)</p>
	<p>c. 道路の維持保全・修繕計画を策定し効率よく工事を実施する</p> <p>c-1 工事履歴や劣化度等の情報を一元化する管理システムを構築する</p> <p>c-2 幹線道路や交通量の多い道路の保全・改良計画を策定する</p>
	<p>d. 平山城址公園駅前周辺の整備を実施する</p> <p>d-1 平山図書館、平山地区センターを建替え、地域の交流の拠点となる複合施設として整備する</p> <p>d-2 駅前周辺は地域の利便性に配慮した整備を行う</p>
	<p>e. (仮称)市民の森ふれあいホールを建設する</p> <p>e-1 多目的利用(健康増進・防災・福祉・コミュニティ、スポーツ)で多くの市民利用が可能な施設とする</p> <p>e-2 地域や世代間交流の促進など活用目的を勘案した施設にする</p>
	<p>f. 図書館施設のバリアフリー化計画等を策定し改修を計画的に行う</p>

g. 障害者自立支援法の施行に伴う課題を整理し、障害者の自立促進が出来るような支援を実施する
h. 障害者の多様なグループホームを増設する h-1 知的、精神障害者グループホームの増設を図る h-2 身体障害者グループホームを設置する
i. 障害者の日中活動系施設の機能を充実させる i-1 ホームヘルプサービスに代替する日中活動系サービスの充実を図る
j. 成育に支援を必要とする子ども達のため「発達支援センター」、「生活・就労支援センター」を併設した複合施設を整備し、直営で希望の家の事業を拡大する j-1 就学前から就学中の障害児を対象とする発達支援センターを整備する j-2 養護学校等卒後の障害者を対象とする生活・就労センターを整備する j-3 上記の「希望の家」事業を拡大する施設は、複合施設として整備する
k. 高齢者の小規模多機能型施設の整備を進める k-1 利用者の状態の変化に対応する複合的なサービスを提供できる施設を整備する
l. 高齢者が気軽に利用できるサロンを整備する
m. 新選組のふるさと歴史館を開設する（平成17年度実施済み）
n. 幼稚園・保育園一元化による認定こども園※4（幼稚園※5）の設置に向けた準備を進める n-1 小学校への滑らかな接続を目指した共通カリキュラムを導入する（平成17年度モデル実施1園：あさひがおか幼稚園） n-2 認定こども園（幼稚園）の設置に向けた準備を進める
o. バス検討委員会を設置して、市内の移動手段であるミニバス等の利用促進のための計画を策定する o-1 バス検討委員会を設置し、ミニバス等の利用促進を図る o-2 市民ニーズや道路整備状況に合わせたバス路線の新設や路線見直し、増便、歩道にあるバス停へのベンチ設置等、利用促進のための計画を策定する

〈第3次日野市行財政改革大綱〉

p. 市内連絡バス（ミニバス）のPRを促進する p-1 ミニバスのラッピングを検討する p-2 ミニバスを利用しやすいシステムの検討をする
q. 公共施設管理者負担金を活用した区画整理事業の事業促進を図る q-1 事業計画、5カ年計画の見直しを行う

- ※ 1 イニシャルコスト：イニシャルコストとは、建築物などを建てる時にかかる設計料、建設工事費などの初期費用のこと
- ※ 2 ランニングコスト：ランニングコストとは、建物や設備機器、システムなどを維持管理していくのに必要な費用のこと
- ※ 3 ユニバーサルデザイン：一般に「すべての人のためのデザイン」といわれ、だれもが社会参加できるまちづくりを目指し、年齢、性別、国籍、身体の状態等の違いを越えて利用できるよう、製品、建物、環境、情報、サービスなどをはじめからデザインするという考え方
- ※ 4 認定こども園：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年10月1日から施行されることに伴い、保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れ教育及び保育を行う。幼稚園でも保育園でもない第三の施設のことをいう。
- ※ 5 幼児園：保育園の一元化による総合施設

(3) 日野ブランド・日野モデルの市民サービスの創出

市から全国に発信できるモデル的な取り組みや、市の貴重な文化財を活用したまちづくりを行い、市民に選ばれる「まち」にしていきます。また、他市にも誇れる「まち」とするため、日野市独自のブランドの創出にも努めていきます

項目	改革・改善の内容
1 他市に誇れるまちづくり	a. 「日本一のICT教育」※1を推進する a-1 小中学校の校内LAN環境の全校整備を行う a-2 普通教室でのインターネット活用を推進する a-3 小学校コンピューター教室で1人1台体制を整備する
	b. 観光資源の活用を図る b-1 新選組を中心とした資料を活用した新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の企画展・PR（集客）を実施していく b-2 高幡不動尊参道を門前町にふさわしい街並みに整備する b-3 高幡不動尊と協力した事業を展開する b-4 多摩動物公園とタイアップした事業の展開を図る b-5 多摩テックとタイアップした事業の展開を図る b-6 「道の駅」設置の検討をしていく b-7 「ふれあい橋」を観光資源としてデザインし、市のシンボルとしての整備を検討する
	c. 日野宿通りの整備を推進しにぎわいのあるまちづくりをする c-1 古き良き昔の街並みを再生する c-2 「水の郷」にふさわしい水路の復元、道路構造の変更、路地裏のような風情のある街並みを整備していく c-3 憩いの場として「（仮称）日野宿交流館」を整備する
	d. 市内の自然を生かした「いこいの場」を整備する d-1 多摩丘陵の緑を生かした散策路を整備する d-2 多摩川・浅川“You”歩道整備計画に基づき堤防通りを整備し、訪れる人の憩いの道とする d-3 道路いこいの場整備計画に基づき街並みの中に人々が憩える空間（ベンチ・ポケットパーク）を整備する d-4 里山づくりを進め、緑の保全に努める
	e. 東京都で開催される「東京国民体育大会」の競技を市に誘致していく
	f. 日野三大まつり（新選組まつり、ひのよさこいまつり、健康フェア）を日野発全国版のイベントとする



	<p>g. 日野市ブランドの農産物の選定とPRを行う</p> <p>g-1 市の特産品を生かした体験農業園、体験果樹園を検討する</p> <p>g-2 日野市の特産品を日野市のブランドとしてPRしていく</p>
	<p>h. 放課後の子どもたちの居場所として学童クラブ等と連携を図り、学校施設を活用する</p> <p>h-1 放課後に、学校を子どもたちの居場所として位置づけ、授業の補習やスポーツ指導などの施策を展開する</p> <p>h-2 学童クラブ等と連携し、放課後の子どもたちの安全な居場所として学校を利用する</p>

※ 1 「ICT」：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表すことば。日本では、IT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)を加えた ICTの方が、国際的には定着している。「ICT教育」とは、情報通信技術に関する教育のこと

(4) 安全・安心のまちづくり

市民が健やかに安心して豊かな生活が送れるよう、“寝たきりゼロ”を目指して「日野人げんき！プラン」を、“待機児ゼロ”“子育て・子育て不安ゼロ”を目指して「ひのっ子すくすくプラン」を併せて推進していきます。

また、災害時等の被害を最小限にとどめ、市民が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「安全・安心」のまちづくりを強化していきます

項 目	改革・改善の内容
1 ソフト面の安全・安心を図る	<p>a. 「日野人げんきプラン！」を柱にした成人病予防、医療費抑制・削減への取組みを実施する</p> <p>a-1 日野人四大運動事業（さわやか健康体操、パワーリハビリテーション、いきいきウォーキング、楽・楽トレーニング体操）を推進する</p> <p>a-2 市は、推進する運動事業の指導者を積極的に育成していく（楽・楽トレーニング体操）</p> <p>a-3 保健師の体制を整備する：1万人に1人の保健師を配置し市民の健康増進に努める</p> <p>a-4 健康づくり推進員の充実を図る：1中学校区に10名の推進委員を配置する</p> <p>a-5 「日野人げんきプラン！」の取組により、成人病予防、老人医療費の抑制に努める</p>
	<p>b. 「ひのっ子すくすくプラン」を柱にした在宅子ども家庭サービスを充実し「虐待ゼロ」を目指す</p> <p>b-1 子ども家庭支援センター機能を充実する</p>

	<p>c. 地域・学校・行政が一体となって誰もが安全安心に暮らせるまちづくりを目指す</p> <p>c-1 学校が子どもの居場所として一番安全な場所となるよう対策を図る</p> <p>c-2 地域防犯組織の拡充を図る</p> <p>c-3 子どもや要援護者を地域・学校・行政が協力して見守っていく仕組みの拡大を図る（スクールガード、安全パトロール、ワンワンパトロールなど）</p> <p>c-4 不審者情報メールサービスの全校配信を開始する</p> <p>c-5 緊急時用の「防犯ブザー」を児童・生徒に配布する</p> <p>c-6 学校施設の機械警備を拡大する（校内緊急通報システムの設置、防犯カメラの設置拡大）</p> <p>c-7 児童・生徒の安全を見守る（仮称）学校管理員を設置する</p> <p>c-8 保育園、幼稚園、児童館に地域イントラネットを接続し、安全安心等の情報共有を円滑にする（再掲）</p> <p>c-9 学校で実践している安全・安心策（緊急通報機器、不審者メール、防犯カメラなど）を、学童クラブや児童館にも取り入れていく</p>
	<p>d. 学校の安全は地域の安全として取組む体制を整備する（通学路の安全・安心の確保）</p> <p>d-1 子どもの登校を地域で見守る体制を整備する</p> <p>d-2 子どもの下校の安全に万全を期す体制を整える</p> <p>d-3 学校の安全に取組む地域活動に対し、市は積極的に支援をしていく</p>
	<p>e. 地域防災計画の推進を図る</p> <p>e-1 災害に備えた避難等、災害予防や迅速な災害復興を盛り込んだ計画とし、地域に合った訓練を実施する</p> <p>e-2 自主防災組織の拡充を図る</p> <p>e-3 消防団組織の充実を図る</p> <p>e-4 災害発生時の市役所や防災関係機関の初動態勢の整備を図る</p>
	<p>f. 市民と共に地域特性を生かした洪水ハザードマップを作成し、有効活用を図る（平成17年度作成済み）</p> <p>f-1 避難所・避難場所や避難経路等がわかりやすい地図を市民に配布する（平成17年度実施済み）</p> <p>f-2 災害に対する危機意識の自覚と冷静に素早く避難できるよう減災に向けた有効活用を図る</p> <p>f-3 洪水ハザードマップを活用した、地域別の訓練を実施する</p>

	<p>g. 市内企業等と安全安心施策での協力・連携関係を拡大する</p>
<p>2 ハード面の安全・安心を図る</p>	<p>a. 安全・安心なみちづくり整備計画を策定し、計画に沿ったバリアフリー化を促進、安全・快適に暮らすことができる住環境を整備する</p> <p>a-1 狭あい道路を拡幅し、安全・安心なまちづくりに必要な生活空間を確保する</p> <p>a-2 狭あい道路拡幅整備要綱を作成し、道路用地の寄付受領システムを構築する</p> <p>a-3 道路の段差改良、勾配の検討、側溝蓋改良等の整備計画を策定し推進する</p> <p>a-4 計画に基づき健常者、障害者にかかわらず通行しやすい環境を整備する</p> <p>a-5 幹線道路は、歩道、自転車道、車道をそれぞれ区分し、分離交通の推進を図る</p> <p>b. 幹線道路等補修計画に基づく道路の整備を進める</p> <p>b-1 市内幹線道路の経年劣化した走行環境の改善を計画的に図る</p> <p>c. 交通バリアフリー基本構想による駅周辺整備を推進する</p> <p>c-1 市内3大駅・百草園駅周辺地区の特定経路の基本計画及び道路特定事業計画を策定し実施する</p> <p>d. バリアフリーの基本理念に基づく駅周辺の整備を推進する</p> <p>d-1 平山城址公園駅周辺のバリアフリー化を含めた整備を実施する</p> <p>d-2 南平駅周辺のバリアフリー化を含めた整備を実施する</p> <p>e. 公園のバリアフリー化を推進する</p> <p>f. 学校施設耐震化、学校整備計画を推進する</p> <p>f-1 小・中学校校舎の耐震化を平成19年度に完了する</p> <p>f-2 屋内運動場の耐震化を平成21年度に完了する</p> <p>g. 公共施設の耐震化を図る</p> <p>g-1 優先順位を設けた耐震化計画の策定と工事を実施する</p> <p>h. 民間建物（一戸建て住宅）の耐震性の向上を図る</p> <p>h-1 耐震診断の補助制度、簡易耐震調査の充実を図る</p> <p>h-2 住宅の耐震補強工事資金を助成する</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 子どもの安全・安心な居場所として児童館を整備していく             <ul style="list-style-type: none"> <li>i-1 安全・安心の観点から、中学校区に1館に加え、空白地域に児童館を整備していく（再掲）</li> </ul> </li> </ul>
--	--

（5）活気のあるまちづくり

日野市にある商店街は、空き店舗が増え活気が薄れている。商店街の育成、特に人材育成を中心に商店街の活性化を図っていきます。また、日野市の工業出荷額は東京都でトップ（平成15年工業統計調査）であり、市財政は法人市民税に負うところが大きい。今後も地域産業の支援を行い、市内産業の活性化を図っていきます

項 目	改革・改善の内容
1 市内産業の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 地域商店の活性化を図る               <ul style="list-style-type: none"> <li>a-1 地域商店を魅力あるものとするため、魅力ある人材の育成に努める</li> <li>a-2 大型店にないサービスの提供（量り売りの復活、きめ細かい接客、個性ある商品提供など）が図れる環境を整備していく</li> <li>a-3 交流の場としての商店づくりをしていく（日野産の農産物、市内企業の商品の見本市を開催）</li> <li>a-4 買い物が完結できるような商店街の再生・整備をしていく</li> <li>a-5 かわせみ商品券の有効活用・市内商店街消費により商店振興を図る</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>b. 市内中小企業の技術のPRを行い市内企業の活性化を目指す               <ul style="list-style-type: none"> <li>b-1 市内中小企業の技術情報、市内産業のPRを積極的に支援し市内企業の活性化を目指す</li> <li>b-2 市内事業者と業種別の情報交換の場として連絡会を設置し市内産業の活性化を図る</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>c. 市内優良業者の施工意欲を喚起する施策を実施する               <ul style="list-style-type: none"> <li>c-1 市内優良請負者の表彰に関する基準を公表する（平成17年度実施済み）</li> <li>c-2 優良業者を優遇する措置をとり市内業者の育成を図る</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>d. 市の産業を支える企業と協力・連携し地域産業の活性化を図る</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>e. （仮称）国道20号バイパス（日野バイパス）沿道商業等アクションプランを策定する               <ul style="list-style-type: none"> <li>e-1 国道20号バイパス（石田大橋～西平山）を経済活動の拠点として整備していく</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>f. 地域経済活性化を目途とする振興補助金を創設する</li> </ul>

- g. 農業振興計画による農業支援を行う
  - g-1 援農ボランティア制度を確立する
  - g-2 地場産野菜の自給率向上を目指す
  - g-3 地産地消を推進する（生産手法の工夫により、作付面積の増加を図る）
  - g-4 学校給食への地場野菜の活用量を拡大するため、契約栽培の増加を図り作付面積を増やす
  - g-4 ファーマーズセンター※1の設置を検討する

※ 1 ファーマーズセンター：農畜産物の生産者と消費者の交流施設で、農畜産物の直売所を核に、植木や盆栽、穀物や雑貨類の販売、軽食堂、研修室、市民農園などを併設している場所もある

## 1-2 さらなる地域支援施策の展開（サービスからサポートへ）

社会状況の変化や行政の財政状況を鑑み、市民と行政の新たな関係づくりが求められています。市民と行政が対等な立場で市民参画を推進し、日野市が、全国にさきがけて行った「ごみ改革」のように、市民と行政とが目標を持ち、協働で新たな事業の展開を図る必要があります。このため、自助・共助・公助という三つの要素がバランスよく成り立つ「市民と行政の協働自治」を確立し、相互協力体制を目指します

### （1）更なる環境への取組みと地域・市民活動への参加促進

行政情報の積極的な公開により、行政運営や地域の活動を身近に感じてもらい、市民と行政の相互協力体制を整えていきます。そのさきがけとして、環境にやさしいまちづくりへの取組みを進めていきます

項 目	改革・改善の内容
<p>1 市民ニーズを反映した条例、各種計画の策定・推進・検証・見直し</p>	<p>a. 各種計画の推進から市民ニーズの把握に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a-1 基本構想・基本計画：2010 プラン</li> <li>a-2 日野人げんき!プラン</li> <li>a-3 地域福祉総合計画：ともに支えあうまちプラン（福祉住区を基本とした推進）</li> <li>a-4 高齢者保健福祉計画：シルバー日野人安心いきいきプラン</li> <li>a-5 障害者保健福祉ひの5か年プラン</li> <li>a-6 次世代育成支援行動計画：ひのっ子すくすくプラン</li> <li>a-7 まちづくりマスタープラン</li> <li>a-8 ごみゼロプラン</li> <li>a-9 一般廃棄物処理施設計画</li> <li>a-10 環境基本計画</li> <li>a-11 地域新エネルギービジョン</li> <li>a-12 みどりの基本計画</li> <li>a-13 湧水・水辺保全利用計画</li> <li>a-14 農業振興計画</li> <li>a-15 男女平等行動計画</li> <li>a-16 （仮称）情報化推進計画</li> <li>a-17 地域防災計画</li> <li>a-18 生涯学習推進計画：きらり日野人 2010 学びプラン</li> <li>a-19 スポーツ振興計画：健康日野人スポーツプラン</li> <li>a-20 （仮称）図書館基本計画</li> <li>a-21 子ども読書活動推進計画</li> <li>a-22 （仮称）食育推進計画</li> <li>a-23 観光基本計画 など</li> </ul>

	<p>b. 各種計画の策定、推進、定期的な見直しを実施する</p> <p>c. 基本構想・基本計画の主要な施策について、個別計画を総括する実施計画の策定を行う</p> <p>d. 条例の制定を行う</p> <p>d-1 自治基本条例</p> <p>d-2 市民参画条例</p> <p>d-3 パブリックコメント条例（パブリックコメント要綱含む）          ◆自治基本条例、市民参画条例、パブリックコメント条例は、場合により一本化することもある</p> <p>d-4 防災基本条例</p> <p>d-5 日野市清流保全条例          —湧水・地下水の回復と河川・用水の保全—</p> <p>d-6 景観条例</p> <p>d-7 食育推進条例</p> <p>d-8 被害者支援条例 など</p>
<p>2 環境にやさしいまちづくりの取組み</p>	<p>a. 住民参画の方式により出来上がった環境基本計画を実行していく</p> <p>b. 更なるごみの減量化を推進する</p> <p>b-1 「地域内循環」をキーワードに、市民・農家・行政の協働による有機性資源の有効利用を進める</p> <p>b-2 事業系ごみ減量計画を策定する</p> <p>b-3 エコストア認証制度※1を導入する</p> <p>b-4 プラスチック製容器包装の分別回収事業の検討を行う</p> <p>c. 地域住民による自主管理方式を推進する。地域の美化活動の支援を検討する</p> <p>c-1 道路の”道路守”制度の導入</p> <p>c-2 公園の”公園守”制度の導入</p> <p>c-3 緑地の”緑地守”制度の導入</p> <p>c-4 用水路の“用水守”制度の導入</p> <p>d. 市民債（ミニ公募債）の活用による緑地等の取得を検討する</p> <p>d-1 市民債（ミニ公募債）は緑地等の取得場所を決めて発行を検討する</p>

	<p>e. 自然エネルギーの有効活用や省エネルギーなど環境にやさしい施設づくりを図る</p> <p>e-1 屋上・壁面緑化などを施設づくりに取り入れる</p> <p>e-2 学校エコ改修の導入を検討する</p> <p>e-3 市庁舎、公共施設などへ可能な範囲でエスコ事業※2を導入する</p>
	<p>f. 環境情報センターを開設しセンター業務を充実する</p>
	<p>g. リサイクルプラザを建設する</p> <p>g-1 電化製品工房を設置する場合には、電気用品安全法（PSE法）※3に対応する製品を取り扱う</p> <p>g-2 法外商品（ビンテージ商品等）の取扱いも検討し、リサイクルの促進を図る</p> <p>g-3 ごみの資源化設備と併せて収集品の修理・再生や再生品の展示等を行う</p>

- ※ 1 エコストア認証制度：環境にやさしい商品を売ったり、過剰包装の抑制、消費者からの容器回収など、環境保全やリサイクルに取り組む販売店を“エコストア”として認定し、表彰などPR面等で行政が支援する制度
- ※ 2 エスコ事業：工場、商店、事業所などエネルギー使用者に対し、省エネ方策の提案や機器導入、設備改修などの省エネ支援を行い、その省エネ効果によるコスト削減の一部を報酬として受け取るビジネス。エスコ事業者は、過去のデータや計測をもとに顧客のエネルギー使用の現況を分析、省エネ方策とそれによる効果の見通しを提示、これをもとに基準エネルギー使用量を設定し、省エネ機器導入や設備改修などによる省エネ効果を検証する
- ※ 3 電気用品安全法（PSE法）：電気製品に対する安全規制（法律）を、「製造・輸入事業者」、「販売事業者」、「消費者」それぞれの安全に対する意識のバランスによって、「安全は自分の責任で守る（自己責任原則）」という考え方への移行を実現させていく。製造・輸入・販売事業者は、法律で定められた安全基準（必要最低限）をクリアした電気製品でなければ販売してはいけない。強制的な回収命令（リコール）の発動、命令違反には1億円以下の罰金を科すなどの罰則がある

## （2）自治体間の広域的な連携

自治体間の広域連携を強化し、相互に施設を利用したり、情報を共有するなど市民の利用機会の拡大、経費の縮減等を図ります

項 目	改革・改善の内容
1 システムの共同開発・運用と広域的な連携	<p>a. （仮称）日野市情報化推進計画（市民サービス向上のための推進計画）を策定し推進する</p> <p>a-1 推進計画に基づき自治体間での共同開発・運用を検討する</p>
	<p>b. 情報システムの他市との共同利用を検討する</p>



	c. 情報セキュリティポリシー※1の強化を図る
	d. 災害等不測の事態によるコンピュータ環境の危機管理体制を検討する
	e. 図書館業務の他市との連携を検討する e-1 図書館電算システム※2と書誌データ・ベース※3の他市との共同開発・運用を図る e-2 他市との資料の分担保存・共同保存庫を設置する

- ※ 1 セキュリティポリシー：企業全体の情報セキュリティに関する基本方針。どの情報を誰が読み取れるようにするか、どの操作を誰に対して許可するか、どのデータを暗号化するかなど、情報の目的外利用や外部からの侵入、機密漏えいなどを防止するための方針を定めたもの
- ※ 2 図書館電算システム：図書館の資料と、その利用を一体的に管理・運用する電算機器とソフトウェア
- ※ 3 書誌データ・ベース：それぞれの図書館資料を識別し、その特徴・性質が把握できる文献リストで、電算処理できるように作成されているもの

### （3）市民と行政の役割分担

行政が実施しなければならないサービスと、市民の協力を得て市民に実施してもらうことを整理して、『行政はサービス提供から、地域のサポートへ』相互の協力体制を築いていきます

項 目	改革・改善の内容
1 地域市民の活動支援と人材の活用	a. 自治会・子ども会・老人会・PTA等の地域自主活動を支援していく（国の取り組みを視野に入れて検討する） a-1 自治会の活性化に向けた取り組みや支援をする a-2 市職員の地域サポーター制度（市職員による自治会担当制度）を導入する a-3 地域での自主活動の組織化を支援・検討する a-4 社会貢献を目的とした市民活動団体（NPO）を支援、育成する a-5 地域の安全・安心への取り組みを支援する a-6 地域の健康活動の取り組みを支援する
	b. 地域、市民活動を推進することによる行政コストの削減効果を公表する
	c. 行政サービスコストや業務体制を積極的に公開し、地域の活力を必要とするサービスには、市民との相互協力体制を整えていく c-1 地域の人材をICT化推進（情報技術専門家）、子育て相談充実などにボランティアとしての活用を検討する

<p>d. 援農ボランティア制度を確立する（再掲）</p> <p>d-1 農の学校を開校しボランティアの育成を図る</p> <p>d-2 援農支援センター設立（ボランティアと農家との調整、調整業務をNPO委託）を検討する</p>
<p>e. 地場産野菜の自給率向上を目指す（再掲）</p> <p>e-1 農業応援チームを創設し、農業支援プログラムを実践し供給体制を支援する</p> <p>e-2 日野産野菜の市内需要を増やし自給率の向上を目指す</p>
<p>f. 地産地消を推進する（生産手法等の工夫により、作付面積の増加を図る）（再掲）</p> <p>f-1 学校給食への地場野菜活用を全校で実施し、活用量の数値目標を掲げて拡大を図る（再掲）</p> <p>f-2 ファーマーズセンターの設置を検討する（再掲）</p>
<p>g. 地域通貨の導入を検討し、地域経済の活性化が図られるか検討する</p> <p>g-1 ボランティア活動などに対して、「かわせみ商品券」との連携を含めた地域通貨の導入を検討する</p>
<p>h. 市民活動団体(NPO)との協働指針を策定する</p> <p>h-1 ひの市民活動団体連絡会と協働で策定する</p>
<p>i. 公共施設の市民参加型運営を検討する</p> <p>i-1 市民会館・七生公会堂の市民参加型運営と体験施設化（設備の利用者自主操作）の検討をする</p>